

4 農振第 2547 号  
令和 5 年 2 月 2 日

東北農政局農村振興部長 殿

農村振興局農村政策部鳥獣対策・農村環境課長

市町村が作成する被害防止計画に基づいて行う捕獲等及び都道府県による被害の防止を目的とする個体数調整のための捕獲等を行う者に係る保険加入の推進について

標題の件に係り、下記について貴局管内の県及び県内市町村への周知をお願い致します。

#### 記

近年、市町村が単独で、又は隣接する複数の市町村が共同して作成する被害防止計画に基づく、農作物被害を防止するための鳥獣の捕獲等及び都道府県による被害の防止を目的とする個体数調整のための捕獲等（以下「被害防止対策」という。）において、猟銃の誤射、わなの見回り中に発生する事故、電気柵による感電等による人身等への事故が発生しています。

鳥獣による農作物被害の軽減に向け、被害防止対策の一層の推進を図る必要がある中で、今後も、同様の事故が発生する可能性があります。

こうした事故が発生しないよう、まずは、都道府県、市町村、協議会等が被害防止対策を行って頂く方々に対し、対策に関する知識の普及、指導、助言等を行うこと、またこれらを行う研修会等を実施することにより、人身等への事故を防止することが重要です。

あわせて、こうした事故への備えとして保険への加入も重要です。鳥獣被害防止総合対策交付金では、被害防止対策以外の狩猟に係る補償が含まれる保険について支援を行うことはできませんが、被害防止対策のみに係る保険については支援を行うこともできます。また、鳥獣被害防止総合対策交付金と同様に被害防止対策に係る保険については特別交付税措置の対象になります。

都道府県、市町村、協議会等におかれましては、捕獲従事者等が被害防止対策に安心して取り組んでいただけるよう、保険加入の重要性についてご認識頂くとともに、現行の保険について確認いただき、必要に応じ、都道府県、市町村、協議会等の実情を踏まえた保険への加入推進を行っていただきますようお願い致します。

4 農振第 2547 号  
令和 5 年 2 月 2 日

関東農政局農村振興部長 殿

農村振興局農村政策部鳥獣対策・農村環境課長

市町村が作成する被害防止計画に基づいて行う捕獲等及び都道府県による被害の防止を目的とする個体数調整のための捕獲等を行う者に係る保険加入の推進について

標題の件に係り、下記について貴局管内の都県及び都県内市町村への周知をお願い致します。

### 記

近年、市町村が単独で、又は隣接する複数の市町村が共同して作成する被害防止計画に基づく、農作物被害を防止するための鳥獣の捕獲等及び都道府県による被害の防止を目的とする個体数調整のための捕獲等（以下「被害防止対策」という。）において、猟銃の誤射、わなの見回り中に発生する事故、電気柵による感電等による人身等への事故が発生しています。

鳥獣による農作物被害の軽減に向け、被害防止対策の一層の推進を図る必要がある中で、今後も、同様の事故が発生する可能性があります。

こうした事故が発生しないよう、まずは、都道府県、市町村、協議会等が被害防止対策を行って頂く方々に対し、対策に関する知識の普及、指導、助言等を行うこと、またこれらを行う研修会等を実施することにより、人身等への事故を防止することが重要です。

あわせて、こうした事故への備えとして保険への加入も重要です。鳥獣被害防止総合対策交付金では、被害防止対策以外の狩猟に係る補償が含まれる保険について支援を行うことはできませんが、被害防止対策のみに係る保険については支援を行うこともできます。また、鳥獣被害防止総合対策交付金と同様に被害防止対策に係る保険については特別交付税措置の対象になります。

都道府県、市町村、協議会等におかれましては、捕獲従事者等が被害防止対策に安心して取り組んでいただけるよう、保険加入の重要性についてご認識頂くとともに、現行の保険について確認いただき、必要に応じ、都道府県、市町村、協議会等の実情を踏まえた保険への加入推進を行っていただきますようお願い致します。

北陸農政局農村振興部長 殿

農村振興局農村政策部鳥獣対策・農村環境課長

市町村が作成する被害防止計画に基づいて行う捕獲等及び都道府県による被害の防止を目的とする個体数調整のための捕獲等を行う者に係る保険加入の推進について

標題の件に係り、下記について貴局管内の県及び県内市町村への周知をお願い致します。

#### 記

近年、市町村が単独で、又は隣接する複数の市町村が共同して作成する被害防止計画に基づく、農作物被害を防止するための鳥獣の捕獲等及び都道府県による被害の防止を目的とする個体数調整のための捕獲等（以下「被害防止対策」という。）において、猟銃の誤射、わなの見回り中に発生する事故、電気柵による感電等による人身等への事故が発生しています。

鳥獣による農作物被害の軽減に向け、被害防止対策の一層の推進を図る必要がある中で、今後も、同様の事故が発生する可能性があります。

こうした事故が発生しないよう、まずは、都道府県、市町村、協議会等が被害防止対策を行って頂く方々に対し、対策に関する知識の普及、指導、助言等を行うこと、またこれらを行う研修会等を実施することにより、人身等への事故を防止することが重要です。

あわせて、こうした事故への備えとして保険への加入も重要です。鳥獣被害防止総合対策交付金では、被害防止対策以外の狩猟に係る補償が含まれる保険について支援を行うことはできませんが、被害防止対策のみに係る保険については支援を行うこともできます。また、鳥獣被害防止総合対策交付金と同様に被害防止対策に係る保険については特別交付税措置の対象になります。

都道府県、市町村、協議会等におかれましては、捕獲従事者等が被害防止対策に安心して取り組んでいただけるよう、保険加入の重要性についてご認識頂くとともに、現行の保険について確認いただき、必要に応じ、都道府県、市町村、協議会等の実情を踏まえた保険への加入推進を行っていただきますようお願い致します。

東海農政局農村振興部長 殿

農村振興局農村政策部鳥獣対策・農村環境課長

市町村が作成する被害防止計画に基づいて行う捕獲等及び都道府県による被害の防止を目的とする個体数調整のための捕獲等を行う者に係る保険加入の推進について

標題の件に係り、下記について貴局管内の県及び県内市町村への周知をお願い致します。

### 記

近年、市町村が単独で、又は隣接する複数の市町村が共同して作成する被害防止計画に基づく、農作物被害を防止するための鳥獣の捕獲等及び都道府県による被害の防止を目的とする個体数調整のための捕獲等（以下「被害防止対策」という。）において、猟銃の誤射、わなの見回り中に発生する事故、電気柵による感電等による人身等への事故が発生しています。

鳥獣による農作物被害の軽減に向け、被害防止対策の一層の推進を図る必要がある中で、今後も、同様の事故が発生する可能性があります。

こうした事故が発生しないよう、まずは、都道府県、市町村、協議会等が被害防止対策を行って頂く方々に対し、対策に関する知識の普及、指導、助言等を行うこと、またこれらを行う研修会等を実施することにより、人身等への事故を防止することが重要です。

あわせて、こうした事故への備えとして保険への加入も重要です。鳥獣被害防止総合対策交付金では、被害防止対策以外の狩猟に係る補償が含まれる保険について支援を行うことはできませんが、被害防止対策のみに係る保険については支援を行うこともできます。また、鳥獣被害防止総合対策交付金と同様に被害防止対策に係る保険については特別交付税措置の対象になります。

都道府県、市町村、協議会等におかれましては、捕獲従事者等が被害防止対策に安心して取り組んでいただけるよう、保険加入の重要性についてご認識頂くとともに、現行の保険について確認いただき、必要に応じ、都道府県、市町村、協議会等の実情を踏まえた保険への加入推進を行っていただきますようお願い致します。

近畿農政局農村振興部長 殿

農村振興局農村政策部鳥獣対策・農村環境課長

市町村が作成する被害防止計画に基づいて行う捕獲等及び都道府県による被害の防止を目的とする個体数調整のための捕獲等を行う者に係る保険加入の推進について

標題の件に係り、下記について貴局管内の府県及び府県内市町村への周知をお願い致します。

#### 記

近年、市町村が単独で、又は隣接する複数の市町村が共同して作成する被害防止計画に基づく、農作物被害を防止するための鳥獣の捕獲等及び都道府県による被害の防止を目的とする個体数調整のための捕獲等（以下「被害防止対策」という。）において、猟銃の誤射、わなの見回り中に発生する事故、電気柵による感電等による人身等への事故が発生しています。

鳥獣による農作物被害の軽減に向け、被害防止対策の一層の推進を図る必要がある中で、今後も、同様の事故が発生する可能性があります。

こうした事故が発生しないよう、まずは、都道府県、市町村、協議会等が被害防止対策を行って頂く方々に対し、対策に関する知識の普及、指導、助言等を行うこと、またこれらを行う研修会等を実施することにより、人身等への事故を防止することが重要です。

あわせて、こうした事故への備えとして保険への加入も重要です。鳥獣被害防止総合対策交付金では、被害防止対策以外の狩猟に係る補償が含まれる保険について支援を行うことはできませんが、被害防止対策のみに係る保険については支援を行うこともできます。また、鳥獣被害防止総合対策交付金と同様に被害防止対策に係る保険については特別交付税措置の対象になります。

都道府県、市町村、協議会等におかれましては、捕獲従事者等が被害防止対策に安心して取り組んでいただけるよう、保険加入の重要性についてご認識頂くとともに、現行の保険について確認いただき、必要に応じ、都道府県、市町村、協議会等の実情を踏まえた保険への加入推進を行っていただきますようお願い致します。

4 農振第 2547 号  
令和 5 年 2 月 2 日

中国四国農政局農村振興部長 殿

農村振興局農村政策部鳥獣対策・農村環境課長

市町村が作成する被害防止計画に基づいて行う捕獲等及び都道府県による被害の防止を目的とする個体数調整のための捕獲等を行う者に係る保険加入の推進について

標題の件に係り、下記について貴局管内の県及び県内市町村への周知をお願い致します。

#### 記

近年、市町村が単独で、又は隣接する複数の市町村が共同して作成する被害防止計画に基づく、農作物被害を防止するための鳥獣の捕獲等及び都道府県による被害の防止を目的とする個体数調整のための捕獲等（以下「被害防止対策」という。）において、猟銃の誤射、わなの見回り中に発生する事故、電気柵による感電等による人身等への事故が発生しています。

鳥獣による農作物被害の軽減に向け、被害防止対策の一層の推進を図る必要がある中で、今後も、同様の事故が発生する可能性があります。

こうした事故が発生しないよう、まずは、都道府県、市町村、協議会等が被害防止対策を行って頂く方々に対し、対策に関する知識の普及、指導、助言等を行うこと、またこれらを行う研修会等を実施することにより、人身等への事故を防止することが重要です。

あわせて、こうした事故への備えとして保険への加入も重要です。鳥獣被害防止総合対策交付金では、被害防止対策以外の狩猟に係る補償が含まれる保険について支援を行うことはできませんが、被害防止対策のみに係る保険については支援を行うこともできます。また、鳥獣被害防止総合対策交付金と同様に被害防止対策に係る保険については特別交付税措置の対象になります。

都道府県、市町村、協議会等におかれましては、捕獲従事者等が被害防止対策に安心して取り組んでいただけるよう、保険加入の重要性についてご認識頂くとともに、現行の保険について確認いただき、必要に応じ、都道府県、市町村、協議会等の実情を踏まえた保険への加入推進を行っていただきますようお願い致します。

九州農政局農村振興部長 殿

農村振興局農村政策部鳥獣対策・農村環境課長

市町村が作成する被害防止計画に基づいて行う捕獲等及び都道府県による被害の防止を目的とする個体数調整のための捕獲等を行う者に係る保険加入の推進について

標題の件に係り、下記について貴局管内の県及び県内市町村への周知をお願い致します。

#### 記

近年、市町村が単独で、又は隣接する複数の市町村が共同して作成する被害防止計画に基づく、農作物被害を防止するための鳥獣の捕獲等及び都道府県による被害の防止を目的とする個体数調整のための捕獲等（以下「被害防止対策」という。）において、猟銃の誤射、わなの見回り中に発生する事故、電気柵による感電等による人身等への事故が発生しています。

鳥獣による農作物被害の軽減に向け、被害防止対策の一層の推進を図る必要がある中で、今後も、同様の事故が発生する可能性があります。

こうした事故が発生しないよう、まずは、都道府県、市町村、協議会等が被害防止対策を行って頂く方々に対し、対策に関する知識の普及、指導、助言等を行うこと、またこれらを行う研修会等を実施することにより、人身等への事故を防止することが重要です。

あわせて、こうした事故への備えとして保険への加入も重要です。鳥獣被害防止総合対策交付金では、被害防止対策以外の狩猟に係る補償が含まれる保険について支援を行うことはできませんが、被害防止対策のみに係る保険については支援を行うこともできます。また、鳥獣被害防止総合対策交付金と同様に被害防止対策に係る保険については特別交付税措置の対象になります。

都道府県、市町村、協議会等におかれましては、捕獲従事者等が被害防止対策に安心して取り組んでいただけるよう、保険加入の重要性についてご認識頂くとともに、現行の保険について確認いただき、必要に応じ、都道府県、市町村、協議会等の実情を踏まえた保険への加入推進を行っていただきますようお願い致します。

内閣府沖縄総合事務局農林水産部長 殿

農林水産省  
農村振興局農村政策部鳥獣対策・農村環境課長

市町村が作成する被害防止計画に基づいて行う捕獲等及び都道府県による被害の防止を目的とする個体数調整のための捕獲等を行う者に係る保険加入の推進について

標題の件に係り、下記について沖縄県及び県内市町村への周知をお願い致します。

### 記

近年、市町村が単独で、又は隣接する複数の市町村が共同して作成する被害防止計画に基づく、農作物被害を防止するための鳥獣の捕獲等及び都道府県による被害の防止を目的とする個体数調整のための捕獲等（以下「被害防止対策」という。）において、猟銃の誤射、わなの見回り中に発生する事故、電気柵による感電等による人身等への事故が発生しています。

鳥獣による農作物被害の軽減に向け、被害防止対策の一層の推進を図る必要がある中で、今後も、同様の事故が発生する可能性があります。

こうした事故が発生しないよう、まずは、都道府県、市町村、協議会等が被害防止対策を行って頂く方々に対し、対策に関する知識の普及、指導、助言等を行うこと、またこれらを行う研修会等を実施することにより、人身等への事故を防止することが重要です。

あわせて、こうした事故への備えとして保険への加入も重要です。鳥獣被害防止総合対策交付金では、被害防止対策以外の狩猟に係る補償が含まれる保険について支援を行うことはできませんが、被害防止対策のみに係る保険については支援を行うこともできます。また、鳥獣被害防止総合対策交付金と同様に被害防止対策に係る保険については特別交付税措置の対象になります。

都道府県、市町村、協議会等におかれましては、捕獲従事者等が被害防止対策に安心して取り組んでいただけるよう、保険加入の重要性についてご認識頂くとともに、現行の保険について確認いただき、必要に応じ、都道府県、市町村、協議会等の実情を踏まえた保険への加入推進を行っていただきますようお願い致します。

北海道農政部長 殿

農林水産省  
農村振興局農村政策部鳥獣対策・農村環境課長

市町村が作成する被害防止計画に基づいて行う捕獲等及び都道府県による被害の防止を目的とする個体数調整のための捕獲等を行う者に係る保険加入の推進について

標題の件に係り、下記について市町村への周知をお願い致します。

#### 記

近年、市町村が単独で、又は隣接する複数の市町村が共同して作成する被害防止計画に基づく、農作物被害を防止するための鳥獣の捕獲等及び都道府県による被害の防止を目的とする個体数調整のための捕獲等（以下「被害防止対策」という。）において、猟銃の誤射、わなの見回り中に発生する事故、電気柵による感電等による人身等への事故が発生しています。

鳥獣による農作物被害の軽減に向け、被害防止対策の一層の推進を図る必要がある中で、今後も、同様の事故が発生する可能性があります。

こうした事故が発生しないよう、まずは、都道府県、市町村、協議会等が被害防止対策を行って頂く方々に対し、対策に関する知識の普及、指導、助言等を行うこと、またこれらを行う研修会等を実施することにより、人身等への事故を防止することが重要です。

あわせて、こうした事故への備えとして保険への加入も重要です。鳥獣被害防止総合対策交付金では、被害防止対策以外の狩猟に係る補償が含まれる保険について支援を行うことはできませんが、被害防止対策のみに係る保険については支援を行うこともできます。また、鳥獣被害防止総合対策交付金と同様に被害防止対策に係る保険については特別交付税措置の対象になります。

都道府県、市町村、協議会等におかれましては、捕獲従事者等が被害防止対策に安心して取り組んでいただけるよう、保険加入の重要性についてご認識頂くとともに、現行の保険について確認いただき、必要に応じ、都道府県、市町村、協議会等の実情を踏まえた保険への加入推進を行っていただきますようお願い致します。